

2016 北海道最賃情報 (NO.1)

2016 年 6 月 9 日

連合北海道最賃対策委員会

－第 1 回北海道地方最低賃金審議会を開催－

平成 28 年度の第 1 回北海道地方最低賃金審議会（事務局：北海道労働局）が 6 月 6 日開催され、本年度の最低賃金議論がスタートした。道幸会長の進行により議事が進められ、中央の動向を含めて今後の審議日程等が確認された。

労働側からは、「最低賃金に張り付く労働者が非常に多く一刻も早い改定が待たれている。10 月 1 日発効をめざして議論を進めてほしい。また、欧米と比べても低い最賃水準になっており改善が急務。政府も千円を目標にするとしており、支払い能力に固執した議論はさけるべき」と意見を述べた。次の開催は 7 月 4 日、「中賃目安」の伝達を受けて 8 月上旬の結審となる予定で、10 月 1 日発効のためには 8 月 5 日までの結審が必要。労働者側委員は大幅な最賃引き上げにむけ審議会で意見反映していくこととしている。

＝北海道労働局へ要請行動を実施＝



庭山部長に要請書を渡す紺野副会長

連合北海道は 6 月 9 日、北海道労働局に対し「2016 年度北海道最低賃金改正等に関する要請」を行った。

連合北海道の紺野副会長（連合北海道最賃対策委員会委員長）が、労働者の最大のセーフティネットである最賃制度の役割はより重要度が増しているとして、北海道労働局庭山労働基準部長に要請書を手交した後、永田組織労働局長から要請の趣旨説明を行った。

初めに、雇用戦略対話で合意された全国最低 800 円、全国平均 1,000 円への引き上げに向けた方向性をもった審議会議論を促すこと、10 月 1 日発効に向けた審議会運営への努力、更に、最低賃金の引き上げが可



左から紺野副会長、永田組織労働局長、大磯委員

能となるような中小企業等に対する支援策の周知等の実施、発効後の履行確保に向けた労働局人員の増強等を要望した事に対し、庭山労働基準部長からは、基本的に審議会の答申を尊重して対処するが、速やかな答申が重要であり事務局としても審議が早く進むよう努力したい、発効後の履行確保についても努力したいなどの表明がなされた。

最大の山場は 7 月下旬頃になる予定。